

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目次

告示

- 字の区域の変更(七六一・市町村課)
- 道路区域の変更(七六三・道路環境課)
- 道路の供用開始(七六四、七六五・道路環境課)
- 豪雪地帯対策特別措置法による市町村道の改築工事の完了(七六六・道路環境課)
- 建築基準法による道路位置の指定(七六七・山本建設事務所)
- 証紙売りさばき人の指定(七六八・会計課)

公告

- 特定調達に係る一般競争入札の実施(脳血管研究センター)
- 土地改良区の役員の変更及び就任の届出(平鹿総合農林事務所)
- 選挙管理委員会告示
- 政治団体の設立の届出(八九)
- 政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(九〇)
- 政治団体の解散の届出(九一)
- 政治団体の収支に関する報告書(九二)
- 公職の候補者の資金管理団体の届出(九三)
- 公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出(九四)

告示

秋田県告示第七百六十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百六十条第一項の規定により、仙北郡田沢湖町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があったの

で、同条第一項の規定に基づき、告示する。
平成十四年十一月十二日

秋田県知事 寺田典城

変更前の字の区域	変更後の字の区域
仙北郡田沢湖町外一牟田外六字柳沢柴倉外一三国有林一六二林班ぬ、る、わ一小班の次の所一から二七五までの点を順次結ぶ線及び所一の点と二七五の点とを結ぶ線で囲まれる区域	仙北郡田沢湖町鴻字頭 無
所一	北緯 三九度四一分五八秒九二二九 東経 一四〇度四一分三一秒〇九七四
所二	北緯 三九度四一分五八秒六一六一 東経 一四〇度四一分三一秒〇八五
所三	北緯 三九度四一分五八秒二〇八七 東経 一四〇度四一分三一秒〇七一
所四	北緯 三九度四一分五七秒四九四一 東経 一四〇度四一分三一秒三三八四
所五	北緯 三九度四一分五六秒五三三八三 東経 一四〇度四一分三一秒八九八七
所六	北緯 三九度四一分五五秒八六五九 東経 一四〇度四一分三一秒〇七二六
所七	北緯 三九度四一分五五秒二〇四九 東経 一四〇度四一分三一秒二四三一
二七八	北緯 三九度四一分五五秒二二七六 東経 一四〇度四一分三一秒〇七二六
二七七	北緯 三九度四一分五六秒四六七三 東経 一四〇度四一分三一秒三七五七
二七六	北緯 三九度四一分五七秒六〇五四 東経 一四〇度四一分三一秒二〇三八
二七五	北緯 三九度四一分五八秒五五八八 東経 一四〇度四一分三一秒六四四九

秋田県告示第七百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

一 道路の区域

道 道	道路の種類		旧新別	路 線 名	区 区	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧					
大曲横手線	大曲横手線	大曲横手線			A 大曲市角間川町字中野二三番七地先から二三番八地先まで	七・〇〇〇〇三〇・〇〇〇	〇・三三八
大曲横手線	大曲横手線	大曲横手線			敷地の幅員（メートル）	〇・四四〇	〇・四四〇

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
期間 平成十四年十一月十二日から同月二十五日まで

秋田県告示第七百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十四年十一月十二日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺 田 典 城

道路の種類	路 線 名	区 区	間 間
県 道	横手大森大内線	平鹿郡大森町八沢木字留長根一一番一から 字樋下五七番二まで	

二 供用開始の期日 平成十四年十一月十二日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
期間 平成十四年十一月十二日から同月二十五日まで

平成十四年十一月十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第七百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十四年十一月十二日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺 田 典 城

道路の種類	路 線 名	区 区	間 間
一般国道	百八号	由利郡烏海町下笹子字上屋敷六一番一から 三〇番四まで	

二 供用開始の期日 平成十四年十一月十四日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
期間 平成十四年十一月十二日から同月二十五日まで

秋田県告示第七百六十六号

豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十三年法律第七十三号）第十四条第一項の規定による市町村道の改築に関する工事を次のとおり完了したので、豪雪地帯対策特別措置

法施行令(昭和四十六年政令第三百六十七号)第一条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十四年十一月十二日

秋田県知事 寺田典城

市町村名	路 線 名	工 事 の 完 了 し た 区 間	工 事 の 種 類	工 事 の 完 了 し た 日
田沢湖町	湯淵線	仙北郡田沢湖町玉川字湯淵七十番一から戸瀬字湯淵沢外1国有林5林班お小班まで	道路改良	平成十四年十月三十一日

秋田県告示第七百六十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第

四十号)第十条の規定に基づき、公告する。

平成十四年十一月十二日

秋田県知事 寺田典城

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
能代市花園町二十四番十七号 芳賀 智也	能代市字松長布五百七番の内、五百二十二番の内、五百二十三番の内、百三十三番一の内及び百三十三番四の内	三十四・三八メートル	六・〇メートル	平成十四年十月三十一日

秋田県告示第七百六十八号

秋田県証紙条例(昭和三十九年秋田県条例第三十五号)第六条第一項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人を指定したので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成十四年十一月十二日

秋田県知事 寺田典城

証紙売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき場所	指定年月日
鹿角郡小坂町小坂鉦山字尾樽部十六の一	鹿角郡小坂町小坂鉦山字	平成十四年十一月五日

公 告

有限会社柴田商店

尾樽部十六の一

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定により、公告する。
平成十四年十一月十二日

秋田県知事 寺田典城

- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量

コンピュータドラジオグラフィシステム 一式

同システム保守業務 五年間分

購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十五年三月二十日(木)

(四) 納入場所

秋田県立脳血管研究センター

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

(二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 入札書の提出場所等

(一) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 〇八七四 秋田市千秋久保田町六番十号

秋田県立脳血管研究センター事務局総務管理班(電話〇一八 八三三 〇一一

五)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年十一月十三日(水)から同年十二月二日

(月)までの期間、随時交付する。

(三) 入札書の受領期限

平成十四年十二月二十四日(火)午後一時三十分

郵便による場合は、秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下

「規則」といふ。)第六十五條第二項に規定するところによる。

(四) 開札の日時及び場所

平成十四年十二月二十四日(火)午後一時三十分 秋田県立脳血管研究センタ

ー二階第一会議室

四 その他

(一) 入札に参加する者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、当該購入物品に類似するものを相当数納入した実績を有すること並びに当該購入物品に係る迅速な保守及び修理体制が整備されていることを証する書類並びに当該購入物品に係る企画提案書を平成十四年十二月二日(月)までに三(三)に掲げる場所に提出し、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とす。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 入札保証金及び契約保証金

規則第六十條から第六十三條まで及び第七十七條から第七十九條までに規定するところによる。

(七)(六) 契約書作成の要否 要

契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(八) その他

詳細は、入札説明書による。

五 概要

Summary

1 Nature and quantity of item to be procured : Computed Radiography

System with five yeays maintenance fee

2 Time-limit of tender : 1:30 P.M. 24 December, 2002

3 Contact point for the notice : General Affairs Division, Research

Institute for Brain and Blood Vessels-Akita, 6-10 Senshu-kubota-machi,

Akita City, Akita prefecture 010-0874, Japan TEL018-833-0115

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八條第十六項の規定により、平鹿郡雄物川町里見土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十四年十一月十二日

一 退任理事の住所及び氏名

秋田県知事 寺 田 典 城

にせき陽子と歩む会	大久保 智子	二 関 陽 子	秋田市泉北一丁目十九番二十五号	平成十四年十月二十八日
-----------	--------	---------	-----------------	-------------

秋選管告示第九十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定により、平成十四年十月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から次のとおり届出事項に異動

があった旨の届出があったので、同法第七条の二第二項の規定に基づき、告示する。
平成十四年十一月十二日
秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項		届出年月日
	新	旧	
21あきた農政推進同志会	主たる事務所の所在地 北秋田郡合川町下杉字小堤四十二番地	平鹿郡雄物川町大沢字大沢十九番地	平成十四年十月二十八日
代表者	後藤 久美	佐々木 雄悦	

秋選管告示第九十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、平成十四年十月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。
平成十四年十一月十二日

中島たつろう政治経済研究会	平成十四年十月一日	平成十四年十月十日
---------------	-----------	-----------

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

その他の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
佐々木寅雄後援会	平成十四年九月十日	平成十四年十月一日
佐藤しげる後援会	"	平成十四年十月三日
須田二郎後援会	平成十四年九月三十日	"

秋選管告示第九十二号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、次のとおりその要旨を公表する。
平成十四年十一月十二日
秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書
報告書の要旨
収入及び支出のある団体
その他の政治団体

政治団体の名称	報 時 年 月 日
佐々木興雄後援会	平成14年10月1日
佐藤しげる後援会	平成14年10月3日
須田二朗後援会	"

中島たつろう政治経済研究会
平成14年10月10日

秋選管告示第九十三号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、告示する。
平成十四年十一月十二日
秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 団 体		届出年月日
		名 称	主たる事務所の所在地	
鎌田修悦	秋田市議会議員	かまた修悦後援会	秋田市川尻町字大川反二百三十二番地	平成十四年十月十八日
門脇光浩	県議会議員	門脇みつひろ後援会	仙北郡西木村上荒井字新屋十番地一	平成十四年十月四日
		鎌田修悦		

秋選管告示第九十四号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により次の公職の候補者等から資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十九

条の二第一項の規定に基づき、告示する。
平成十四年十一月十二日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

資金管理団体の取消の届出をした者の氏名	公職の種類	取 り 消 し た 資 金 管 理 団 体		届出年月日
		名 称	主たる事務所の所在地	
塚田勇	衆議院議員	中島たつろう政治経済研究会	秋田市大町四丁目二番十七号	平成十四年十月十日
		中島達郎		

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話(0862)8766 F A X(0863)0005
 E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄